第一 総則

日的

この法律は、 我が国において社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ厳しい財政状況に対処するため

には歳出の削減等を行うことが必要であることに鑑み、 国家公務員の人件費の適正化を図るための施策

について、 国の責務を明らかにし、 基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、総人件費適正

化推進本部を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とするものとすること。

(第一条関係)

国の責務

国は、 国家公務員の人件費の適正化を推進するため必要な施策を総合的に策定し、 及び実施する責務

を有するものとすること。

(第二条関係)

第二 基本方針等

基本方針

国家公務員の人件費については、 次に掲げるところにより、この法律の施行の日から起算して五年を

経過した日の属する年度以降の各年度におけるその総額が、平成二十六年度におけるその総額からその

百分の二十に相当する額以上を減少させた額となるようにするものとすること。

1 国家公務員の総数について、国の行政機関の地方支分部局の統合、廃止及び合理化その他国の行政

組織並びに事務及び事業の見直しにより、純減をさせること。

2 国家公務員の給与等の水準について国民の理解を得られるようにする観点から、 速やかに、 人事院

において、 常時使用する従業員の数が一人以上の民間の事業者における従業員の賃金に関する実態に

基づき、 かつ、 国の財政状況を踏まえ、 国家公務員の給与に関する勧告が行われるようにするものと

当該勧告の内容が国家公務員の給与等に適切に反映されるようにすること。

(第三条関係)

一実施計画

1 政府は、 一の基本方針 (以下「基本方針」という。) に即して、国の行政機関の職員の人件費の適

正化の実施のための計画 (以下「実施計画」という。) を策定しなければならないものとすること。

- 2 内閣総理大臣は、 実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならないものとすること。
- 3 内閣総理大臣は、 2による閣議の決定があったときは、 遅滞なく、 実施計画を公表しなければなら

ないものとすること。

4 2及び3は、実施計画の変更について準用するものとすること。

(第四条関係)

## 三 法制上の措置等

政府は、 基本方針及び実施計画に基づき、 必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならない

ものとすること。

(第五条関係)

## 第三 総人件費適正化推進本部

## 一設置

国の行政機関の職員の人件費の適正化を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、総人件費適正化

推進本部(以下「本部」という。)を置くものとすること。

(第六条関係)

## 一所掌事務

本部は、 次に掲げる事務をつかさどるものとすること。

実施計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

1

国の行政機関の職員の人件費の適正化の推進に関する企画及び立案並びに総合調整に関

すること。

2

①のほか、

(第七条関係)

三 組織等

本部は、 総人件費適正化推進本部長 (内閣総理大臣をもって充てる。) 、総人件費適正化推進副本部

長 (国務大臣をもって充てる。) 及び総人件費適正化推進本部員 (本部長及び副本部長以外の全ての国

務大臣をもって充てる。)をもって組織するものとすること。

(第八条から第十一条まで関係)

匹 設置期限

本部は、その設置の日から起算して五年を経過する日まで置かれるものとすること。

(第十四条関係)

五. その他本部について所要の規定を置くものとすること。